

非常時における事業者間ローミング等に関する検討会（第13回）

議事要旨

1 日時

令和6年5月28日（火）13時00分～14時12分

2 場所

Web開催

3 出席者

（1）構成員

相田座長、臼田構成員、加藤構成員、北構成員、クロサカ構成員、関口構成員、
西村構成員、長谷川構成員、藤井構成員、堀越構成員

（2）関係事業者

株式会社NTTドコモ 小林 宏

KDDI株式会社 前田 大輔

ソフトバンク株式会社 関和 智弘

楽天モバイル株式会社 大坂 亮二

株式会社インターネットイニシアティブ 佐々木 太志

日本通信株式会社 伊藤 光昭

（3）オブザーバー

・関係府省

内閣官房国家安全保障局、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付、警察庁、
海上保安庁

・関係団体

一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人電波産業会、一般社団法人情報通信ネ
ットワーク産業協会、一般財団法人電気通信端末機器審査協会（JATE）

(4) 総務省

木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、五十嵐電気通信技術システム課長、大塚安全・信頼性対策課長、小川移動通信課長、安西消費者契約適正化推進室長、平松番号企画室長

4 議事

(1) 前回の議事要旨の確認

事務局より、資料13-1に基づき、説明が行われた。

(2) 第3次報告書のとりまとめ

事務局より、資料13-2及び資料13-3に基づき、説明が行われた。

主な質疑応答は以下のとおり。

【相田座長】

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、まず、本日御欠席の飯塚構成員から事前に質問が2点寄せられているということでございますので、事務局から御紹介いただけますでしょうか。

【飯塚構成員】（事務局代読）

事務局から、飯塚構成員の質問を代読させていただきます。

携帯電話向けの緊急地震速報等（ETWS）について、第11回会合（3月1日開催）の資料11-4におきまして、iOSについては制限がある旨を作業班、携帯電話事業者から御説明があったことを承知しておりますが、作業班、携帯電話事業者が把握されていることや、その後の状況について進展があれば教えてください。日本においてiOSの端末が相当数あることを踏まえ、利用者の安全、安心を確保する観点から、災害・避難情報を含めて、表示、鳴動の可否の状況について情報開示をしておくことが必要ではないかと思われ、という質問が1点目になります。

【相田座長】

それでは、ただいまの飯塚構成員からの御質問につきまして、作業班主査の金子様から御

回答をお願いしますでしょうか。

【作業班主査（金子）】

本件ですが、前回説明しましたとおり、i O Sにつきましては、事業者間ローミングの発動時に、緊急地震速報の利用について制限ありとなります。ただ、本件につきましては、詳細等、具体的な動作については、A p p l e様の御意向もございまして、現状としても非開示としております。引き続き検討は進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【飯塚構成員】（事務局代読）

では、飯塚構成員からの質問、2点目になります。

利用者周知についてですが、利用者に対して直接周知をするための複数の手段を確保すると同時に、特に災害時における自治体の果たす役割を踏まえると、自治体に対しても周知しておくことで、例えば避難場所に周知内容を掲示するなど、地域住民の通信手段の確保を支援するような取組も有用ではないかと考えられます。

【相田座長】

こちらにつきましても、作業班主査の金子様からコメントいただけますでしょうか。

【作業班主査（金子）】

現在、周知広報ワーキングで、そういった方法も含めて、いろいろ検討しております。地方自治体、各社の皆様にいろいろ御協力をいただくことが多々あるかと思いますので、その際はぜひ御協力のほう、お願いしたいと思います。

【相田座長】

私からコメントを1点申し上げさせていただきますと、今、飯塚構成員からも周知広報の重要性ということの御指摘があったかと思います。先ほどの資料13-2ですと、例えば項番の17番でテレコムサービス協会様からの御指摘にもありますように、いざ使うという段になると、端末がネットワークにつながっていない状態である可能性もあるということで、そのような状況でも使い方をきちんと参照できるような方法を考えていただく必要があります。

す。

その一方で、以前からもございまして、やはり機種ごとの差異というものがあって、いざというときにどういう操作をしたらいいかということをきちんと機種ごとに適切に伝えないといけないということで、なかなかこの組合せを実現することは難しいところがあるのではないかと思いますけれども、あらかじめオンラインの状態でウェブサイトアクセスして、その機種に合った説明をダウンロードしておいてもらうとか、あとは例の専用アプリということで、アプリをダウンロードして、そのアプリがオフラインの状態でも、自分の機種に合った説明を表示するとか、いろいろなことが考えられるのではないかと思いますけれども、ぜひ作業班のほうで適切な方法の検討を今後も進めていただければと思います。

【作業班主査（金子）】

そうですね。幅広いやり方で、専用アプリというのは1つの案だと思います。利用者様にとって一番混乱のない形で、正しい情報をお伝えするということを一番意識しておりますので、そういった形で対応していければと思います。

【相田座長】

ほかにいかがでございましょうか。

特にございませんようでしたら、ただいま御議論いただきました資料13－2と13－3のとおり、第3次報告書及びそれに寄せられた意見に対する考え方ということで公表することとしたいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【相田座長】

特に御異議ございませんようですので、そのように進めさせていただきたいと思います。

作業班の皆様におかれましては、引き続き、報告書に基づき、事業者間ローミングの実現に向けた検討並びに作業を進めていただければと存じます。

（3）作業班における検討状況報告

作業班主査より、資料13－4に基づき、以下のとおり説明が行われた。

【作業班主査（金子）】

それでは、作業班での検討状況などについて報告させていただきます。

作業班につきましては、前回の検討会でも報告させていただいた体制として、現在も、N T T ドコモ様、K D D I 様、ソフトバンク様、楽天モバイル様、沖縄セルラー電話様といった5社の様々な皆様と、総務省様、そして、当方所属のT C Aをメンバーとして、事業者間ローミングの実施に向けて検討を行っております。

また、前々回の検討会でも報告させていただきましたとおり、昨年11月からは、MVNOタスクグループを開始しておりまして、フルMVNOから、タスクグループの主査として、I I J様のほか、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ様、丸紅ネットワークソリューションズ様、ソラコム様の計4社に参加していただきまして、検討を進めております。このMVNOタスクグループの状況につきましては、今回の報告からは別途とさせていただきますと思います。

では、いつもながらとなりますが、現在の作業班の開催状況についての報告となります。

作業班は、現在も基本、第2、第4金曜日に開催しております。ワーキングにつきましても、週1回の開催ペースで順調に推進している状況となります。

続いて、課題の進捗状況となります。今回の課題の追加は3件となっております。計196項目となっております。下段となりますが、導入までのスケジュールとしては変わらずに、緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式についても、フルローミングと同様、現在、2025年度末の実現を目指して進めているところでございます。

次のページは、先ほどの課題の進捗状況をグラフ化したものです。追加課題による項目は、先ほど説明したとおり、3件です。そして、今回新たに完了した項目はございませんが、全体として遅延なく進めている状況となっております。今後、更に実開発フェーズや、さらなる具体化も入ってくることとなります。さらにその先には実証実験等も行いますので、手戻りがないよう、丁寧に進めてまいりたいと思います。

次は、全体スケジュールです。最上段の技術仕様要件ワーキングにつきましては、赤く書いてあるところですが、こちらを一部細分化しております。スケジュールの期間の変更等はありません。全体としましても、2025年度末の提供開始を引き続き目指しております。

次のページ以降は各ワーキングの報告となります。簡単に説明させていただければと思います。

技術仕様要件ワーキングは、ローミングの仕様と実現方法の検討といった、全ての土台になる要を背負っているワーキングの1つです。直近の状況としましては、MVNOとの詳細技術仕様について議論を開始しているところです。次のページは、先ほども説明させていたしましたが、今回のスケジュールの細分化を行っております。こちらをもって着実に進めていければと思っております。実施期間等に変更はございません。

続きまして、10ページ以降、端末検討ワーキングとなります。こちらでも端末機能や試験等に関して検討する大変重要なワーキングの1つです。携帯電話事業者間で端末機能要件、端末動作試験の内容、試験環境の整理が完了しまして、拡大分科会へこれらの情報を共有させていただきました。その中で、端末メーカー様、チップセットメーカー様など、様々な皆様とともに議論をさせていただいております。

続きまして、13ページ以降、運用条件・運用ルールワーキングです。こちらは技術仕様ワーキング、端末仕様検討ワーキング等で決定される仕様に基づいて、運用方法、運用ルール等の議論をしておりまして、引き続き、現時点では、能登半島地震を踏まえた事業者間ローミングによる補完性についての議論や、事業者間ローミングの発動条件について整理を行っているところでございます。

続いて、16ページ以降、事業者間精算ワーキングとなります。こちらは、現在、ネットワークの利用料のうち、制御信号等の費用について、事業者間での精算について検討を進めている状況になっております。

19ページ以降から周知広報活動ワーキングです。こちらは事業者間ローミングの仕様等も具体化してきたこともございまして、さらに議論が本格化しているところです。検討におきましては、先ほどのお話にもありましたが、平時と有事に分けて議論を進めております。本件、総務省様にて昨年3月にまとめられました周知・広報に関するガイドライン等にも則り、検討を進めているものとなります。スケジュールについて、全体スケジュールは変わらないものの、詳細スケジュールについては調整中の部分もございましたので、改めて今回、見直しを行わせていただいております。差分が幾つか大きくございますので、詳細説明までは割愛させていただきますが、次ページに前回のスケジュールを掲載しておりますので、比較して御確認をいただければと思います。全体的なスケジュールは変わっておりません。

最後、23ページですが、こちらは御参考資料として掲載させていただきましたが、周知広報を検討する中で、関係者の意見の効率的な集約を図るために、検討のための骨子を踏まえて、その具体化を進めさせていただいております。青色部分になりますが、御利用者様を対

象として概要を整理したものとなります。自動接続で御利用できている御利用者様の方も、御自身が事業者間ローミングを利用中であることが分かること。そして、手動選択でこれから事業者間ローミングを使われる方が迷わず接続できることを目標として進めております。そして、具体的な方法としましては、やはり利用できる環境にある御利用者様が確実に利用できるようにすることを1つ方向性として設定しておりまして、例えば、先ほどお話がありました、手動選択（手動による利用開始）が必要な方が、問題なく利用できるようにするといった周知広報を図っていきたいと考えています。

また、2点目としましては、伝え方となります。こちらは「利用できること」を軸にお伝えしていきたいと考えております。やはりこれは情報の正確性や複雑性の回避、分かりやすさの観点から、できないことをたくさん書いてしまいますと、なかなか分かりづらいものになってしまうので、確実にできることをしっかりお伝えしていくことを、まず軸にできればと考えております。

3点目は、検討に当たって、具体的な周知の場面・状況、例えば接点・範囲・人等を想定して周知広報を行うということで、こちらも先ほどお話があったとおり、例えば電波が使えない環境や、被災されている環境等、いろいろ含めて、その辺りをしっかり想定して、周知広報の方法を考えてまいります。こういった考え方を軸にまとめまして、2025年6月頃にはガイド文書といったものを作成予定となっております、現在、活動を進めている状況です。

主な質疑応答は以下のとおり。

【堀越構成員】

第3次報告書（案）もそうですけれども、今後のローミングの進め方は周知広報WGが結構肝になるかなと思っておりまして、今後、本格的に社会実装に向けて本腰を入れていく必要があるかなと思っております。そのためには、WGの今の参加者、詳しくは存じ上げないのですが、例えば飯塚構成員からもありましたけれども、自治体のメンバーであるとか、メディア関連、キャリアのコーポレート部門など、様々なステークホルダーを交えた議論を進めるのもありではないかなと思いましたので、意見ということで申し上げました。

以上です。

【相田座長】

では、この件につきまして、事務局、いかがでございましょうか。

【生天目電気通信技術システム課課長補佐】

周知広報ワーキングに関しまして、事務局としましては、まず足がかりとしまして、周知広報を含む各ワーキングは、携帯電話事業者様によって総務省が入ることが禁止されている状況ですので、可能であれば、携帯電話事業者様の議論のワーキングの中に総務省も入れていただけると大変ありがたく存じているというところでございます。

【作業班主査（金子）】

まず、最初にいただいた御意見も含めて、自治体の方、ステークホルダー、広くということにつきましても、おっしゃるとおりかと思っております。周知広報はある程度方向性がまとまってきた段階で、いろいろな皆様に御協力をいただければと考えております。いろいろ御助力いただけると助かると考えております。

作業班、周知広報ワーキングの活動につきましては、一応、作業班の活動の中で、各ワーキングの議論した内容等や、御相談事項等は共有させていただいておりますので、その中でいろいろ御議論、一緒に頭を悩ませていただければと思っております。

【相田座長】

それでは、携帯電話事業者は総務省とよく連絡を取り合いまして、今後の進め方、御検討いただければと思います。

（４）事業者間ローミング発動時のネットワーク利用制限について

作業班主査より、資料13－5に基づき、以下のとおり説明が行われた。

【作業班主査（金子）】

利用制限の1つとして、前回の検討会で、構成員の皆様から御質問いただきましたIMEIによる利用制限につきまして、御説明させていただきます。対象となります問題のある端末につきまして、具体的には、例えば債務不履行のある端末や、盗難等の犯罪行為で入手されたような端末、また、不正契約で入手されたような端末、また、補償サービスにより補償対象となった古いほうの端末、こういったものが該当の端末となっております。

これらに該当する端末に対してのIMEIによる利用制限について、下の表が、現時点での事業者間ローミングの動作をまとめた仕様となっております。次のページで簡単に御説明させていただければと思います。

こちらの図が先ほどの表の動作をイメージしたものとなります。このうち赤い矢印が、利用制限がかかるパターンの説明となりますが、例えば、事業者Aが被災しまして、事業者間ローミングを他社に向けて依頼をして発動するといった状況を想定しております。この事業者Aと契約して利用している方、要は、この事業者AのSIMを端末に挿して利用されている方が、事業者B、C、Dに対してローミングを利用しようとするときに、この方が利用している端末が、例えば事業者DにおいてIMEIの利用制限の登録があった場合は、この事業者Dを事業者間ローミング先として利用することができないといったことを示しているものとなります。

なお、この方は、事業者B、Cとつなぐ際には、利用制限がかからない、要は、B社、C社とつなげた場合は、事業者間ローミングが使えるといったものになります。

この場合の事業者Dになり得る会社様のパターンとしましては、KDDI様、ソフトバンク様、楽天モバイル様の3社様が対象となっております。なお、この事業者Dがドコモ様であった場合は、利用制限がかからず救済網として利用可能なものとなっております。この差分は、IMEIの利用制限をかけるポイントの差で、事業者間ローミングの構成上、ドコモ様は、その利用制限をかける設備が、事業者間ローミングの構成に入らない形になりますので、利用制限がかからず使えるといった形となります。

重ねて補足させていただきます。この利用制限があるというのは、例えば、この端末自体は事業者Dから購入して、そのときに事業者DのほうのIMEIの利用制限の登録が、先ほど言ったような1番から4番の4つに該当してしまった、そういったような端末などを御利用された場合のみ、この事象にヒットします。なので、そういった問題がない場合は、もちろん事業者Aの御利用者様は、事業者B、C、D全て、IMEIの利用制限となる登録がございませんので、使える形になります。

ちょっと複雑で、見づらくて申し訳ないですが、表のほうへまた1ページ戻っていただけますでしょうか。改めてこちらの表でも補足させていただきます。

では、1つ、サンプルとしまして、表の一番左上に、被災網と書かれた列があるかと思いますが、上から2つ目のKDDI様と書かれたところの行で御説明させていただきます。この行が示すものがどういったものかといいますと、KDDI様が被災した際に、KDDI様

のSIMが挿してある端末を持っていたときの動作の説明となります。

右側へ、順に、各社様が救済網となる場合になっておりまして、まず、右に1つ、NTTドコモ様となっている列です。こちらは、KDDI様のSIMが挿してある端末で、ドコモ様をローミング先とした際なのですが、もともとNTTドコモ様のほうで利用制限の対象となっている端末であったとしても、ドコモ様のネットワークは利用可能となります。これは先ほどの絵で御説明した動作のとおり、この利用制限をかける機能が、今回の事業者間ローミングの構成に入らないために影響が出ないといった形になります。

そこから2つ右に行きまして、ソフトバンク様と書かれた列になりますが、ここで「利用制限有り」という形で書かれていますが、もちろん利用制限がかかる端末につきましては、ソフトバンク様が販売された端末で、先ほどお伝えしたとおり、債務不履行があったり、犯罪に関連している端末だったり、不正に入手された端末や、既に代替端末を受け取っている旧端末であるような場合に、ソフトバンク様のほうで利用制限の記録がございますので、その端末ではソフトバンク様のネットワークをつかんでの事業者間ローミングの利用ができません。

また、もう1つ右に行きまして、楽天モバイル様でも同じような制限がかかる形になります。

なお、IMEIによる利用制限につきましては、総務省様の競争ルールの検証に関するワーキングにて、その在り方を現在、議論されているものと存じております。この当該ワーキングの結果をもって、検討作業班としましては、具体的な動作の改修も含めて、いろいろ検討を進めていきたいと存じます。現時点では、各社様において、この仕様変更がもしかった場合、対応が可能かどうかといったところの確認を進めている状況です。

では、続きまして、その他、利用制限がかかるパターンの御説明をさせていただきます。

まず、海外からのローミングインユーザーについてということで、海外から日本国内に入ってきていただいて、ローミングインをされているユーザーについては、事業者間ローミングを利用することはできません。ただし、海外事業者の皆様は、複数の日本のMNOと提携されている場合が非常に多くございます。こういった対象者となります皆様は、契約先となる海外事業者が提携しております、ほかの日本国内のMNOに対して、通常のローミング動作によって切り替えることができますので、被災網の影響を回避することができます。

続きまして、事業者間ローミング発動時に救済網を利用可能となる対象者についてということで、こちらは簡単に言いますと、事業者間ローミングを発動中のエリアで、誰が事業

者間ローミングを使えるのかといったこととなります。基本は、被災した事業者網を利用する方、被災した事業者と契約して、普段から使っている方、もしくは被災したMNOのネットワークと契約しているMVNO様との契約で、被災事業者のネットワークを使われている方、こういった方が事業者間ローミングを利用可能となる対象者となります。

この方々が使われている端末のみ、救済網のローミング用のPLMNに接続可能となりまして、事業者間ローミングを利用できるようになります。

被災した利用者以外の方は、事業者間ローミングを使うことはできません。こちら、手動切替えを行っても利用できないものとなります。こういった方はもちろん、もともと被災していない事業者様との契約となっておりますので、通常どおり利用が可能かと存じます。

主な質疑応答は以下のとおり。

【長谷川構成員】

1 ページの表で、なぜドコモだけ制限がかからないのかと思ったのですが、何か機器の構成の違いという話を御説明いただいたかと思います。それはそれでしょうがないかなと思うのですが、とりあえずできる形で、早くこのサービスを始めるんだという観点で、当初はこういう制限があるという話なのか、ずっとこうなのかというところが少し気になっています。

もう1つは、これは非常に細かい話なのですが、問題のある端末、2 ページの4 番目の「補償サービスにより補償対象となった旧端末」というのは、これは少し理解ができなくて、④は①②③と比べて印象が大分違うので、どういう話なのかを少し御説明いただければと思います。

【作業班主査（金子）】

こちらの表の仕様につきましては、現状として、事業者間ローミングを適用した場合という形になりまして、先ほどお話を少しだけさせていただきましたが、今、競争ルールを検証に関するワーキングで、このIMEIの制限のかけ方についていろいろ御議論をされている状況であり、先々、その議論の結論が出てくるという話を伺っておりますので、それに準じて、この仕様につきましても検討を進めていければと考えております。

【長谷川構成員】

この表は全部なしになるのか、全部ありになるのか、どちらになるのかも含めて検討中ということになるのですか。

【作業班主査（金子）】

そうですね。競争ルールの検証に関するワーキングでの議論の結果を受けて、では、事業者間ローミングの仕様としてどういう形が最適なのかということを、作業班で一旦検討させていただいて、この検討会の場で改めて構成員の皆様に御説明させていただきます。

【長谷川構成員】

分かりました。なしでもありでも何かそれぞれいろいろありそうで、難しい問題ではあるかなとは感じております。ありがとうございました。

【作業班主査（金子）】

では、もう1点のところです。まず④番の補償サービスによって補償対象となった旧端末、こちら日本語が非常に分かりづらくて申し訳ございません。例えば各事業者と利用者様の契約の中で、端末が壊れたとか、紛失したという際に、携帯電話事業者の契約の中で連絡すると、新しい端末を送ってきていただけるといったようなサービスがございます。

そうしますと、もともと持っていた旧端末、故障してしまったり、水没したり、紛失してしまったりといった端末が、本来は使えないはずなのですが、それが使えるという形になってしまいますと、新しい端末を送ることがおかしい話になってしまいます。古い端末については使えない端末となりますので、IMEIによる使用制限をさせていただく対応となっております。

【長谷川構成員】

分かりました。ありがとうございます。

【相田座長】

私からも補足させていただきますと、次の2ページ目で、現在の状況では、事業者Dから買った端末がそういう不正端末であったときに、SIMを挿し替えてしまえば、少なくとも

事業者A、B、Cでは使える状況なわけですが、犯罪抑止等々の観点から言うと、それが好ましくない。事業者Dでバツをつけられたら、A、B、Cも使えなくするほうが適切ではないかという議論が、先ほどの競争ルールの検証に関するワーキングのほうでなされていますので、まだ最終的な結論は出ていませんけれども、1か所の事業者でバツがついたら、他の事業者も含めて使えなくしてしまっただろうかという検討がなされているということで、繰り返しになりますけど、本当にその方向にしようかというところまで結論が出ている段階ではございません。

【長谷川構成員】

分かりました。ありがとうございます。では、どちらかというと制限をするほうで議論すると。

【相田座長】

制限を強める方向ということです。

【長谷川構成員】

分かりました。ありがとうございます。

【北構成員】

ローミング時のネットワーク利用制限について御検討ありがとうございます。今、競争ルールの検証に関するワーキングで、利用制限の在り方の検討を進めております。IMEIロックの対象を、悪意を持って搾取された端末に限定しようということで、一部、限定される方向であると同時に、逆に、さきほど相田先生がおっしゃったように、ほかの事業者にも搾取された端末のIMEI番号を流通させようということで、利用制限対象の端末が広がることになります。まだ確定ではないですが、夏までには結論が出ると思いますので、それを受けた御検討、御対応をよろしくお願いします。

(5) 事業者間ローミング発動時の表示名等について

作業班主査より、資料13-6に基づき、以下のとおり説明が行われた。

【作業班主査（金子）】

事業者間ローミングのサービス名及びネットワーク表示名等について、今回、御説明させていただければと思います。

まず、00000 JAPANのように、皆様に御利用いただくサービス名としまして、今回、JAPANローミングという名称にさせていただきます。

続きまして、下の図のように、ネットワークの選択時や、画面のネットワーク表示名といった御利用の際に、ホーム画面やロック画面に表示される名称としまして、「JPN-ROAM」と、それに続く救済網を提供する事業者を示すアルファベット1文字、D/K/S/Rというのを表示する形にさせていただければと思います。

こちらの下側の図は、ドコモ様を救済網として選んだ場合のイメージとなります。そのために、こちら、JPN-ROAM Dといった表示が画面上されるということで、今、どのネットワークをつかんでいるか判断が可能となります。

続いて、次のページ、こちらは補足となりますが、なぜこの名前にしたのかという、今回のサービス名及びネットワーク表示名の選定基準について、簡単に補足させていただきます。

まず、検討、選定に当たっては、類似した名称がないことを考慮しております。そして、サービス提供形態がこの既存網を利用したローミングサービスであるということをしっかり連想できるような名称であることとして、ローミングという名称をつけております。

続いて、ネットワークの表示名から、救済網の提供事業者の判断ができることということで、今回、JPN-ROAMという共通名称プラス、各社の識別文字という形で1文字つけさせていただきました。そして、この名前につきましては、文字数制限や視認性といったものを考慮しまして、10文字以内、スペースも1つ以内ということを前提に検討しております。

あと、こちらの名称は、日本の携帯電話事業者が連携して実現していくサービスということが分かりやすいように、名前にJAPANという表記や、JPNといったものを示しております。

そして、サービス名とネットワークの表示名が連携する、一致することもやはり重要かと思いますので、今回、JAPANローミングというサービス名と、文字にしたJPN-ROAMといった形で、共通性を持たせることを前提に選定させていただきました。

なお、現在の対応としましては、この名前について、各事業者において、GSMのTS.25に登録申請を調整中となっております。こちらは国際的に知名度の高い、広く活用され

ているデータベースでございますので、こちらに登録することによって、より多くの端末が、事業者間ローミングの利用の際に、対象のP L M N－ I Dの数字表記でなく、それにひもづいた名称表示となるようにということで進めさせていただいております。

主な質疑応答は以下のとおり。

【藤井構成員】

1点確認ですが、このサービス名、今、これは10文字以内という形で選ばれていると思いますが、これは機種によって前側しか見えなくなることはないと思ってよろしいでしょうか。

【作業班主査（金子）】

端末と運用の検討の中で、10文字ならば表示できるのではないかという形で進めさせていただきましたが、こちら、端末ワーキングか、運用ワーキング、どちらから御回答できますでしょうか。

【ソフトバンク（西山）】

こちらの件につきまして確認させていただきます。

【藤井構成員】

ありがとうございます。肝心のD／K／S／Rという事業者名が分からなくなってしまう端末とかあるかと思ったもので質問させていただきました。そこまで気にされる方がユーザーにどこまでいるかというところもありますが、一応確認できればと思います。

【相田座長】

名前が決まったことで、かなりリアリティが増したというような印象を持ってお聞きしておりました。

【クロサカ構成員】

最後のところ、直前に画面を出していただいていたところですよ。意見なのですが、ユーザ

一からの見え方が正しく理解されることが非常に重要だと思いますので、ぜひこれは進めていただきたいと思います。

少しだけ気になりましたのは、この J P N－R O A M、スペース D／K／S／R となっていることについて、ここは念のための確認ですが、スペースを入れても、表記であるとか、あるいはデータベースの管理みたいなことで問題はないと考えてよろしいでしょうか。こういったコンピューター全般で、スペースというのは少々特殊な意味を発生してしまっていて、いろいろトラブルの元というか、エラーの元になりやすいところもあるので、できれば無しにしたいみたいなこともあります。その辺り、もし御意見いただければ。いかがでしょうか。

【作業班主査（金子）】

こちらも端末検討ワーキングの西山様、お願いできますか。

【ソフトバンク（西山）】

先ほどの文字数制限と併せまして、確認させていただきます。

【クロサカ構成員】

ありがとうございます。問題無いようでしたら、もちろんこのまま、分かりやすいと思いますので、進めていただければと思います。

（6）その他

【生天目電気通信技術システム課課長補佐】

本日取りまとめていただきました第3次報告書につきましては、意見募集の結果とともに、6月5日をめどに、総務省より公表させていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

また、次回の検討会の日程につきましては、追って調整させていただければと存じます。改めてよろしくお願いいたします。

(7) 閉会

以上